

# 移動はしごを使用する作業における 労働災害防止対策の徹底に関する要請

平成 26 年 10 月に、移動はしごを使った警報装置の点検作業において、移動はしごを昇降していた労働者の体重ではしごにたわみが生じ、はしごの上端が梁から外れて転落し、昇降中の労働者が死亡する災害が鳥取県内で発生しました。

つきましては、貴会員事業場に対し下記事項を遵守するよう周知し、同種労働災害の防止に努められるよう要請します。

## 記

### 1. 安全な作業床の設置(安全衛生規則第 518 条関係)

警報装置の点検作業等高所で作業を行う場合には、足場、高所作業車等の安全な作業床を設置して作業を行うこと。

### 2. 移動はしごを使用する場合の対策(安全衛生規則第 527 条、556 条関係)

上記1の作業床の設置が困難な場合で、やむを得ず移動はしごを使用する場合には、次の措置を講じること。

- (1) 移動はしごを使用して警報装置等の点検作業を行う場合は、移動はしごの上端・脚部を固定する等により転位・滑動を防止すること。
- (2) 移動はしごを作業床に設置する場合には、はしごの上端を作業床から 60 cm以上突出させること。
- (3) 移動はしごを使用する場合には、破損や腐食等があるものを使用しないよう作業開始前に点検を行うこと。

- (4) 移動はしごを設置するときの角度は75度を原則とすること。
- (5) 移動はしごの昇降や作業時における墜落を防止するため、安全ブロック等を使用すること。
- (6) 移動はしごの昇降は両手ではしごを持って行うこととし、物を手に持って昇降しないこと。
- (7) スライド方式の場合は、止め金具を確実にロックすること。
- (8) 足場等の上に移動はしごを立て掛けて作業しないこと。

平成27年4月20日

鳥取労働局

労働基準部長 高橋 靖

## 移動はしご使用中に発生した労働災害

### 1 労働災害の概要

二人で工場内の火災報知器の断線修理作業中、断線箇所を確認するため、火災報知器の感知器が設置されている工場プラットホームの天井付近のH鋼梁にはしごを立て掛け、同僚が脚部を支えて被災者がはしごを登っていたところ、H鋼梁に立て掛けたはしごの先端がたわみで外れ、被災者が墜落して死亡した。

### 2 原因

- ・天井付近のH鋼梁に立て掛けた移動はしごの掛かりが浅かったため、昇降時に被災者の体重ではしごがたわみ、上端部が外れたこと。
- ・足場、高所作業車等を使用して作業すべきところ、移動はしごを使用して作業を行ったこと。

### 3 その他の災害事例

#### 事例 1

被災者が一人で壁に掛かった時計を確認するため、はしごを壁に立て掛けて登っていたところ、はしごの脚部が滑り墜落した。

#### 事例 2

2連はしごを使用して天井部分の配管保温材の取付け作業を行い、作業が終わったのではしごを下りようとしたところ、連結部分のストッパーが外れて1階土間コンクリートに墜落した。

#### 事例 3

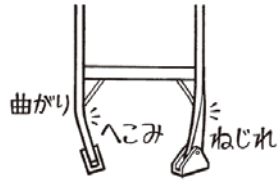
天井クレーンに長尺はしごを立て掛けて、鉄工工場の天井付近に火災報知器を設置する作業を行っていたところ、天井クレーンが動いたためはしごが外れ、墜落した。

# 移動はしごの使用に当たって注意すること

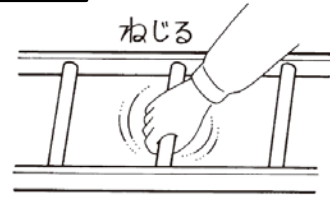
## はしごを使用する前の注意事項



作業前に点検をしましょう

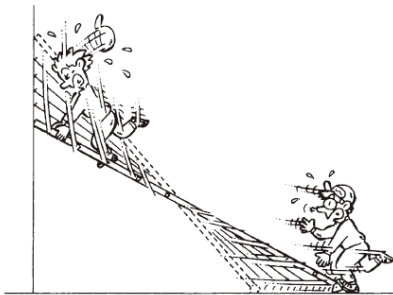


変形しているはしごは使わない



踏ざんのガタツキも点検

## はしごを立て掛けるときの注意事項



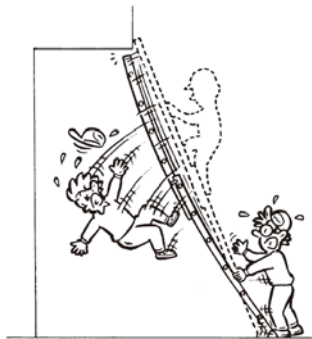
立て掛ける角度は 75 度



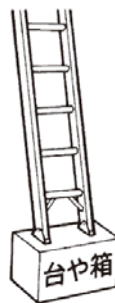
不安定なものに立て掛けない



ドアの前に立て掛けない



梁などに立て掛けない



台や箱の上に乗せない



支柱から乗り出さない

## はしごを昇降するときの注意事項



物を持って昇降しない



はしごを背にして昇降しない



接点より上の踏ざんを踏まない